（令第十一条の十第三号に規定する厚生労働省令で定める月及び額）

第百六条　令第十一条の十第三号に規定する厚生労働省令で定める月は、六月とする。

2　令第十一条の十第三号に規定する厚生労働省令で定める額は、一千万円とする。

（滞納処分等その他の処分の執行状況及びその結果の報告等）

第百七条　法第百九条の五第二項の規定による滞納処分等その他の処分（同条第一項に規定する滞納処分等その他の処分をいう。以下同じ。）の執行の状況及びその結果に関する報告は、六月に一回、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　財務大臣が行つた差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価の件数並びに財産の換価等により徴収した金額

二　その他必要な事項

（財務大臣による通知に関する技術的読替え等）

第百八条　法第百九条の五第三項の規定により法第百九条の四第五項の規定を準用する場合においては、同項中「厚生労働大臣は」とあるのは「財務大臣は」と、「第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等」とあるのは「第百九条の五第一項の規定により委任された滞納処分等その他の処分」と、「機構」とあるのは「厚生労働大臣」と、「引き継いだ当該滞納処分等」とあるのは「委任を受けた当該滞納処分等その他の処分」と、「厚生労働大臣が」とあるのは「財務大臣が」と、「滞納処分等を」とあるのは「滞納処分等その他の処分を」と読み替えるものとする。

2　法第百九条の五第三項において読み替えて準用する法第百九条の四第五項の規定による通知は、法第百九条の五第五項から第七項までの規定による委任が行われる場合には、当該委任を最後に受けた者が、当該委任を受けた後速やかに行うものとする。

（法第百九条の五第三項において読み替えて準用する法第百九条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第百九条　法第百九条の五第三項において読み替えて準用する法第百九条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　財務大臣（法第百九条の五第五項から第七項までの規定による委任が行われた場合にあつては、当該委任を受けた国税庁長官、国税局長又は税務署長）が滞納処分等その他の処分を行うこととなる旨

二　厚生労働大臣から当該滞納処分等その他の処分の委任を受けた年月日

三　厚生労働大臣から委任を受けた後に当該滞納処分等その他の処分を担当する財務省（法第百九条の五第五項から第七項までの規定による委任が行われた場合にあつては、国税庁、国税局又は税務署）の部局の名称

四　当該滞納処分等その他の処分の対象となる者の氏名及び住所又は居所

五　当該滞納処分等その他の処分の対象となる者の委託を受けた納付受託者の事業所の名称及び所在地

六　当該滞納処分等その他の処分の根拠となる法令

七　滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額

八　その他必要な事項

（滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎ等）

第百十条　法第百九条の五第一項の委任に基づき財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行うものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の全部又は一部を財務大臣に引き継ぐこと。

二　滞納処分等その他の処分の権限に係る事務に関する帳簿及び書類を財務大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項。

2　法第百九条の五第一項の規定により財務大臣が委任を受けて行つている滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行わないものとするときは、財務大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　滞納処分等その他の処分の権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

（機構が行う滞納処分等の結果の報告）

第百十一条　法第百九条の六第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　機構が行つた差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価に係る納付義務者の氏名及び住所又は居所並びに当該納付義務者の委託を受けた納付受託者の事業所の名称及び所在地

二　差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価を行つた年月日及びその結果

三　その他参考となるべき事項

第百十二条の次に次の二十条を加える。

（地方厚生局長等への権限の委任）

第百十三条　法第百九条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第百九条第二項の規定による認可及び同条第三項の規定による認可の取消し

二　法第百九条の二第一項の規定による指定、同条第二項の規定による命令及び同条第三項の規定による指定の取消し

三　法第百九条の三第一項の規定による指定、同条第三項の規定による情報の提供、同条第四項の規定による命令及び同条第五項の規定による指定の取消し

四　法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

五　法第百九条の四第四項の規定による公示

六　法第百九条の四第五項の規定による通知

七　法第百九条の六第一項及び第二項の規定による認可

八　法第百九条の六第三項の規定による報告の受理

九　法第百九条の八第一項の規定による認可

十　法第百九条の十第二項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該事務に係る権限

十一　法第百九条の十一第二項の規定による認可

十二　法第百九条の十一第四項の規定による報告の受理

2　法第百九条の九第二項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

（法第百九条の十第一項第七号、第二十六号及び第三十二号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第百十四条　法第百九条の十第一項第七号、第二十六号及び第三十二号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　法第九十六条第一項の規定による督促

二　法第九十六条第二項の規定による督促状の発行